

パブリックコメントへの対応(案)

10件の意見(団体2、個人2)

対応状況: ①反映済み: 3件 ②反映予定: 2件 ③その他: 5件

※「反映済み」とは、うちち男女共同参画プランに「明記している」又は「読み込める内容が記載されている」ことを指しています

項目	いただいたご意見	対応状況	県の考え方
<p>1 テーマ1 (1) 男女間の意識を変える</p>	<p>「選択的夫婦別姓を認める制度」について 今回のプラン(案)に記載のある、「男女の平等は、社会的にその一方が優遇されたり、あるいは一方に我慢を強いたりしているところには存在しません。」という記述について、大いに支持する。 現在、日本の民法は、結婚の際、どちらかの姓を名乗る「夫婦同姓」を義務付けており、その際、女性が改姓するのがほとんど。社会的慣習として女性が改姓することが求められている。 仕事上の様々なデメリットを解消するため、旧姓使用を認める職場も増えているが、二つの姓を使い分けなければならない不便さ、身分証明など旧姓(通称)使用では解決しない問題は少なくない。 選択的夫婦別姓の民法改正は、国連女子差別撤廃委員会から勧告を受けている課題でもある。 ・選択的夫婦別姓を認める制度の必要性を記述してほしい ・プラン(案)に記載された方向性を確実にするため、高知県としても、県民の意識調査を行うなど世論の動向を探してほしい ・職場での旧姓使用が認められるよう、各市町村において旧姓使用の規則をつくるなどの整備をしてほしい。</p>	<p>③</p>	<p>選択的夫婦別姓を認める制度について、国の第4次男女共同参画計画においては、国連女子差別撤廃委員会からの勧告や、司法の判断を踏まえ検討を進めるとされています。 今回のプラン(案)においても基本理念として、「性別による差別的な取り扱いは受けないこと」や、「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること」を掲げており、選択的夫婦別姓制度については、重要なものと認識していますが、「制度の導入については、国において検討を行なっている段階であることから、今回のプラン(案)に必要性を記載することは控えたいと考えます。県としては、今後の国の議論や検討状況を幅広く県民の皆様へ周知するとともに、県内の意見を必要に応じて国に届けたいと考えています。 また、市町村における旧姓使用については、市町村職員を対象とした男女共同参画研修などを通じ、その必要性を周知していきたいと考えています。</p>
<p>2 テーマ1 (1) 男女間の意識を変える</p>	<p>「ジェンダーバイアス」について 日本の90%以上の夫婦は婚姻時に夫の姓を選択する。 女性が名前を変えるのが当たり前のようになっていること、夫婦別姓が認められないことは女性蔑視と考える。</p>	<p>③</p>	<p>選択的夫婦別姓を認める制度について、国の第4次男女共同参画計画においては、国連女子差別撤廃委員会からの勧告や、司法の判断を踏まえ検討を進めるとされています。 今回のプラン(案)においても基本理念として、「性別による差別的な取り扱いは受けないこと」や、「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること」を掲げており、選択的夫婦別姓制度については、重要なものと認識していますが、「制度の導入については、国において検討を行なっている段階であることから、今回のプラン(案)に必要性を記載することは控えたいと考えますが、県としては、今後の国の議論や検討状況を幅広く県民の皆様へ周知するとともに、県内の意見を必要に応じて国に届けたいと考えています。</p>

パブリックコメントへの対応(案)

10件の意見(団体2、個人2)

対応状況: ①反映済み: 3件 ②反映予定: 2件 ③その他: 5件

※「反映済み」とは、うち男女共同参画プランに「明記している」又は「読み込める内容が記載されている」ことを指しています

項目	内容	いただいたご意見	対応状況	県の考え方
3 テーマ1	(2)さまざまなか場での意識を捉える ②学びの場での男女共同参画教育の推進	「男女混合名簿の実施」について 男女混合名簿の実施の混乱や弊害は皆無といってもいいにもかかわらず、小学校や中学校の実施率はあまりに低い。 子どもたちからの男女平等意識を育むことは重要である。 ・男女混合名簿の重要性を学校現場、教育委員会に知ってもらう取り組みの具体化を図ってほしい。	①	男女混合名簿については、実務上不便をきたすものまで混合名簿の使用を求めるといふ考えは持っていませんが、男女平等意識を形成していくうえで有効な取組の一つであると考えています。 男女混合名簿(出席簿)の実施率については、3年に一度、調査を行っており、実施率は着実に上がってきています。このことは、各種研修会等を通して、男女混合名簿の意義や重要性等についての理解が、学校や市町村教育委員会に広がっていった結果だと捉えています。 今後、このような取組を継続していくとともに、実施率をさらに上げるためには、市町村教育委員会の理解がないと進まないもので、教育長会や市町村訪問等を通じて、男女混合名簿への理解が深まるような取組を進めていきたいと考えています。
4 テーマ1	(2)さまざまなか場での意識を捉える ②学びの場での男女共同参画教育の推進	「男女混合名簿の実施」について ・男女混合名簿は、実施率100%の目標値を持ってほしい	③	男女混合名簿の実施率については、平成21年度調査と27年度調査の比較では、小学校47.4%から61.2%、中学校32.8%から54.7%、高等学校56.7%から77.8%と、それぞれ着実に上昇していることから、今後も引き続き、学校や市町村教育委員会への働きかけを行うこととし、モニタリング指標において、推移を注視していくこととします。
5 テーマ1 テーマ2	(2)さまざまなか場での意識を捉える ③働く場での意識啓発 ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	「労働」について 残業して遅く帰宅し、家事をしないことが男性たるものと考えている。 正社員は残業や配転転換など不利益取り扱いが当たり前で、そのような働き方ができない女性は、非正規や時短勤務を選択せざるを得ない。 しかし、例えば、県内の病院において、女性医師が時短勤務を行なうことは可能であるが、十分とは言えない時給が設定されている。 人の命を預かる仕事と責任に見合う給与か、シングルマザーで子育てをしながら働ける給与かどうか考えてほしい。	①	男女共同参画社会の実現を図るためには、男女がともに仕事と生活を両立できることが必要です。 今回のプラン案では、重点施策の「(柱4)男女がともに働きやすい職場づくり」において、事業主に、自社の採用や登用、給料等の男女差を把握・分析し、改善に向けた取り組みを促す、女性活躍推進法に定める行動計画策定の促進に取り組むこととしていきます。 また、経営者層などを対象にした女性が働きやすい職場づくりに向けたセミナーや、男性の家事・育児等の分担に関する意識啓発も強化します。 このような取り組みを進めることで、男女がともに仕事と生活を両立し、社会全体で子育てをしながら働く女性を支援する仕組みづくりを進めていきたいと考えています。 なお、「高知家の子ども貧困対策推進計画(案)」においては、子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の保護者をつかり支えるため、就労への支援の実施とともに、子育てや生活支援策の充実など、総合的に取り組んでいくこととしております。

パブリックコメントへの対応(案)

10件の意見(団体2、個人2)

対応状況: ①反映済み: 3件 ②反映予定: 2件 ③その他: 5件

※「反映済み」とは、こちら男女共同参画プランに「明記している」又は「読み込める内容が記載されている」ことを指しています

項目	いただいたご意見	対応状況	県の考え方
6 テーマ1	③働く場での意識啓発 (2)さまざまな場での意識を養える	①	今回のプラン(案)では、重点施策として、男女が共に働きやすい職場づくりを掲げ、経済団体・教育機関と連携し、官民協働による仕事と子育てが両立できる職場風土の醸成などを進めることとしており、この取り組みの中で、職場におけるハラスメント防止に関する意識啓発を行なっていきます。 また、県職員や市町村職員に対しても、ハラスメントのない、男女がともに働きやすい職場づくりに向けた研修を行なってまいります。
7 テーマ2	①行政への女性の参画の促進 (1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性が働きやすい社会を作るためには女性管理職が必要です。 ・県だけでも目標値を持ってほしい。	②	知事部局における、管理職に占める女性の割合や、いわゆるポスト職に占める女性の割合について等、女性活躍推進法に基づく行動計画及び男女共同参画プランの目標値とし、「テーマ2場を広げる(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ①行政への女性の参画の促進」(30P,31P)に掲載します。《予定》 この目標値を達成するための取り組みとして、女性職員を対象としたキャリア形成支援の講座の充実や適材適所の人事配置を行なう中、ポスト職への積極的な登用など、すそ野を広げる取り組みを行なっていきたいと考えています。
8 テーマ3	①男女がともに働きやすい職場づくり (1)仕事と生活の調和 「代替教職員の確保」について 教職員は育児・介護に関する休暇制度はあっても行使しにくく、代替の講師もいない。 ・臨時教員不足を改善するよう関係機関に働きかけてほしい。 教職員の育児短時間勤務について、目標値では、「希望する全員が取得」となっているが、代替教職員の配置が確保されなければ「希望する」ことができない。 ・代替職員を時間講師でなく、定数内で確保するなどの具体的な取り組みを望む。	③	教職員が働きやすい職場環境づくりを目指すためには、介護休暇や育児休業などの制度を安心して活用できることが大切です。 大量退職時代に入り、教職員の確保が課題となっておりますが、臨時的任用教員や再任用者の確保を積極的にを行い、勤務体制の整備に努めてまいります。 教職員の育児短時間勤務については、育児のために勤務できない時間への代替として配置するものであるため、時間講師の配置となります。

パブリックコメントへの対応(案)

10件の意見(団体2、個人2)

対応状況:①反映済み:3件 ②反映予定:2件 ③その他:5件

※「反映済み」とは、こうち男女共同参画プランに「明記している」又は「読み込める内容が記載されている」ことを指しています

項目	いただいたご意見	対応状況	県の考え方
<p>9 テーマ3 (3)生涯を通じた健康支援</p>	<p>「喫煙・受動喫煙防止」について</p> <p>・喫煙や受動喫煙防止について触れられていないので、女性を喫煙及び受動喫煙から守ること、無煙環境支援(喫煙も受動喫煙もさせない支援)の強調してほしい。</p> <p>(具体的提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・産婦、また若い女性や若い母親の喫煙率の実態把握と零目標対策。 ・幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育 ・保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラム実施。 ・34歳以下の者の禁煙治療の保険適用についての制約が撤廃(H28年4月以降)されることの周知。 ・家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から守ることを、条例制定・法制定、勧奨による、全面禁煙ルールの確立。 ・受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけ、及び施設管理者への同様の義務づけ又は勧奨。 ・若い女性の瘦身傾向は不健康であることの周知。 	<p>②</p>	<p>プラン案の「②生涯を通じた健康支援」の「現状と課題」に、「喫煙や受動喫煙」が妊娠中の母親の場合胎児悪影響が懸念されるとの記載、「具体的な取り組み」として「妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発」及び「禁煙治療につながる支援体制の充実」を追加します。</p> <p>なお、喫煙対策については、「日本一の健康長寿県構想」や県の健康増進計画である「よさこい健康プラン21」に基づき取り組んでおり、妊産婦や若い女性、子どもに対する防煙、受動喫煙防止等の個々の取り組みについては、それぞれその計画で進捗管理を行うこととしています。</p>
<p>10 その他</p>	<p>「パブリックコメントについてのホームページへの掲載方法」について</p> <p>・パブリックコメントを出しやすいうように、分かりやすいホームページに改良してください</p>	<p>③</p>	<p>いただいたご意見につきましては、庁内で共有し、より多くの県民の皆さまのご意見をいただけるよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>